

別 表

事業	助成金の額
<p><農業施設拡大支援> 農業用ハウス、農産物直売施設、給排水施設、貯蔵施設等の設置</p>	事業費の20%又は30万円のいずれか低い額とする。
<p><農業生産拡大に伴う農業機械等購入支援> 耕うん機、施肥・播種用機械、移植・育苗機械、栽培管理用機械、収穫機械等の購入</p>	事業費の20%又は10万円のいずれか低い額とする。
<p><農業新技術導入支援> 密苗栽培・直播栽培用の播種機、田植機、直播機等 害虫防除技術の高濃度炭酸ガス処理装置 光合成促進技術の炭酸ガス発生機等 その他</p>	事業費の20%又は30万円のいずれか低い額とする。
<p><6次産業化支援> 商品の開発費用、機械等購入、加工所整備等</p>	事業費の20%又は30万円のいずれか低い額とする。
<p><GAP取得支援> S-GAP等の取得・実践のための研修費用、改善に要する費用等</p>	事業費の20%又は20万円のいずれか低い額とする。
<p><新規就農者支援> 新規独立就農者の営農に係る費用 *新規就農から3年以内に限る</p>	事業費の20%又は30万円のいずれか低い額とする。
<p><鳥獣被害・自然災害被害防止対策支援> 鳥獣被害防止のための施設（防鳥ネット等）の設置、自然災害被害防止のための施設（防ひょう資材等）の設置</p>	事業費の20%又は10万円のいずれか低い額とする。
<p><庭先販売施設設置支援> 農産物コイン販売機等の設置</p>	事業費の20%又は10万円のいずれか低い額とする。
<p><農業体験農園整備事業> 区画整備、給水・トイレ施設、簡易物置等の農園整備</p>	事業費の20%又は30万円のいずれか低い額とする。
<p><農業労働力支援> 農業生産の拡大による労働力増員への支援 *事業費は雇用した労働者一人に対して1年の間に支払う給与の額とする。 *対象の労働者は3人を上限とする。 *助成金の交付は増員した1年目に限る。</p>	事業費の10%又は10万円のいずれか低い額とする。